マイナ保険証の利用申込みを済ませておきましょう。

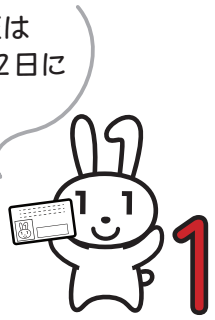

マイナンバーカードの健康保険証に関する4つのメリット

マイナンバーカードを健康保険証として利用することで、いつもの通院においても、その他の場面でもさまざまなメリットがあります。

1. データに基づくより良い医療が受けられる
2. 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除
3. マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる
4. 医療現場で働く人の負担を軽減できる

健康保険証の廃止に伴う「資格確認書」の一斉交付について

健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の利用が難しい方などには、令和7年10月下旬ごろ、ご本人の申請を要することなく、事業所等を通じて「資格確認書」が交付されます。詳細につきましては、今後、健保だよりや当組合ホームページ等でお知らせいたします。

資格確認書一斉交付対象者（有効な健康保険証をお持ちの方）

①マイナンバーカードを持っていない方
②マイナンバーカードを持っているが、マイナ保険証の利用登録をされていない方
③マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方
④マイナ保険証の保険証利用登録を解除した方
⑤当組合にマイナンバーの届出がない方

「資格確認書」一斉交付対象者
【約14万人（令和7年6月末データ）】

問合せ
組合本部　適用課　TEL 03-3663-1361㈹
城西支部　適用係　TEL 03-3342-8821㈹
城南支部　適用係　TEL 03-5537-2400㈹
城北支部　適用係　TEL 03-3980-1501㈹